

子どもの略取誘拐事案を防止するための指導啓発の推進について

最近、子どもが被害者となる略取誘拐事案が頻発しており、子どもを取り巻く環境は一段と厳しく、国民の不安も大きいことから、子どもを対象とする略取誘拐事案の調査を行い、この結果を踏まえて、子どもと保護者、学校関係者等に対して略取誘拐事案防止に関し指導啓発すべき重点事項を定め、これに基づいて被害防止の指導啓発を推進するよう平成15年12月1日付けで都道府県警察に指示した。

1 子どもを対象とする略取誘拐事案の調査結果

(1) 調査期間及び調査対象

平成15年1月1日から同10月15日までに把握した15歳以下の子どもを対象とする略取誘拐事案（未遂事案及び略取誘拐事件の可能性のある所在不明事案を含む。）

(2) 調査結果

別添のとおり

2 指導啓発すべき重点事項

(1) 子どもに対する防犯教育・指導事項

次のことを重点として被害防止のための指導啓発を行う。

登下校時には通学路を利用するなど、人通りの少ない場所では一人で行動しないこと。

知っている人でも親（保護者）の了解なく、ついて行かないようにすること。

万一連れ去られそうになった時は、大声を出すなど抵抗して逃げること。

なお、必要に応じ、防犯ブザー、防犯ホイッスル等を携帯し、活用することが望ましいこと。

子ども110番の家に逃げ込むこと。

見知らぬ人に声をかけられるなど危険なことがあったら、親（保護者）にそのことを話すこと。また、小学生になつたら、危険なことがあった時は、すぐに110番通報すること。

(2) 保護者、学校、教育委員会や地域住民に対する助言・連絡

子どもとともに通学路の点検を実施し、必要に応じてその見直しを行い、登下校時は、多少遠回りでも人通りの多い安全な道路を通学路として利用させること。この場合において、具体的に不安があるときは、集団登下校に配慮すること。

学校や自宅周辺の見回りを行うこと。

なお、声かけ事案や変質者その他不審者の出没があったときは、子どもにその旨を教えるとともに、具体的な対処要領をその都度指導すること。

